

京都帝國大學經濟學會

經濟論叢

第 一 號 第 二 十 八 卷

昭和四年一月一日發行

新年特別號

營利の事業に屬せざる一時の所得 . . . 法學博士 神戸 正雄

包括社會學概念批判 . . . 文學博士 米田庄太郎

明治初年の大阪の新工業 . . . 經濟學士 黒 正 巖

リカアドウの恐慌論 . . . 經濟學士 谷口 吉彦

豫算に依る企業の統制 . . . 經濟學士 大塚 一朗

交通事業の經營主體 . . . 經濟學博士 小島昌太郎

明治初年大阪の御用金 . . . 經濟學博士 本庄榮治郎

(禁 轉 載)

明治初年大阪の御用金

本庄 榮治 郎

一 維新當初の財政窮乏

「皇運新に復し、國是漸に定り、萬機御親裁に出で、百事將に備らんとす。是時に當て獨り備らざるものは金穀なり。右は全く徳川慶喜政權奉還の節、國家の用度を併て返上勿論たるべきの處、其儀未だ相運はざる内、春來の始末に立至り、朝廷無入所して出る所の御費用不一方に依れり」とは明治元年五月八日太政官布告の一節であるが、これによつても維新當初における政府財政の如何に窮乏せしかを想見するに足るであらう。

顧るに、徳川慶喜が上表して政權の奉還を請ひしは、慶應三年十月十四日のことである。朝廷に於ては翌十五日之を允され、十二月十四日に至つて王政復古の大號令は全國に宣布されたのであつた。然し當時慶喜は尙内大臣の官を有しその封地を領し、各藩も社寺も各その領地を保有して居た(註)。明治の新政府は樹立されたとはいふものゝ、その實力は極めて微弱であり、從來の

御料たる三萬石の外には財源たるべきものがない。これのみでは政務の遂行は不可能である。これ「獨り備らざるものは金穀なり」といへる所以である。

(註) 慶喜の辭官納地については、新政府と幕府との間に屢紛議を生じたが、尾・越・土三侯が頼りに朝廷と大阪にある徳川氏との間に奔走し、問題を平和の裡に解決せんとし、遂に慶應三年末目に於て、前内大臣と稱し、御政務御用途の儀は天下の公論を以て確定することに協定された。その意は徳川氏のみならず、列藩が全國高割を以て政費を負担することとしたのであつた。然るにこれより前、幕を幕府に食み、又は祖宗以來徳川氏に臣屬せし諸藩は、辭官納地のことについて痛く激昂した。江戸に於ては遂に幕臣と薩藩臣との間に衝突が起り、これがために大阪にありし慶喜は、今迄の態度を一變して討薩を表を作りて京都に上らしめ、翌年一月遂に鳥羽伏見の戦となり、従來京阪間に於て行はれた努力は、江戸における衝突によつて、全然水泡に歸することとなつたのである。慶喜は伏見鳥羽の戦に敗れて、六日大阪城を棄て、船に乗じて東走したが、七日には慶喜追討の令が發せられ、十日には舊幕府領地は沒收された。版籍奉還は二年一月二十日陸・長・土・肥の四侯がこれを上表してより、各藩之れに倣ふ者が多かつたが、六月十七日勅して諸藩版籍奉還の請を聽し、其請はざるものには特に奉還を命じた。同月二十五日には家祿を毎藩現石の十分の一となし、残り十分九を以て藩政經費及士族の祿に供した。然し當時藩知事は舊藩主であり、藩の大小參事は舊藩の重臣であるから、封建の名は除かれたるも、尙その實を存せしものであつた。然るに名實共に全國が政府の直領となつたのは四年七月の廢藩置縣以後のことであり、社寺領地3)に對し、その當時現在の境内を除くの外、一般土地を命ぜられたのは三年十二月のことである。

當時政府の財政窮乏甚しかりしことは想像にも及ばぬ所であつた。慶應三年十二月九日に人材登用の令が發せられ、全國各地から百人餘りのものが集められたが、其人達の蒲團がない。兎に角奔走して百三十疊を借り集めたが、その借賃は結局支拂はれずに終つたことや、岩倉具視が東

- 2) 徳川慶喜公傳、卷四、第三十章、第三十一章
岩倉公實記、中卷、203頁以下
3) 大日本租稅志第一冊 508頁
4) 世外侯御歴雜新財政談、上卷 4-5頁

西本願寺・興福寺等の僧侶を諭して金穀を献せしめ、又都下の豪商三井三郎助・小野善助・島田八郎右衛門に金穀を貸與せんことを諭し、且熊谷久右衛門(鳩居堂)等をして洛中洛外の豪商富農にも献納又は貸與を勸説せしめし如き、また三井組が慶應三年十二月廿六日金穀出納所より

『今般幕府大政を返還し、直に大阪城へ引上げたるに付き、天下の政事は都て朝廷より仰出でらるべきは勿論の儀に候得共、未だ幕府より會計方の引渡なければ、恐多くも一金の御貯之れなき姿にて、何分にも御手薄の御儀なり。依之金穀出納所を置かれ、金穀醸集方盡力中に候處、方今の形勢より察するに朝暮の間、何時兵端を開くべきやも計り難く、諸經費及軍資の支出に差支ふるの懸念なきにあらず、其組織は年來傘下に住居し、往昔より禁裏御兩替相勤め來り候儀に付、更に金穀出納所御用達申附け候。此御場合を恐察し奉り、急ぎ勤王一途に盡力致すべし』

と達せられ金千兩を献納したが、三井組ではこの外に京都相國寺に屯營せる薩軍は軍資欠乏して士氣振はずと聞き、伏見戦争の前夜に金千兩を送納し、翌明治元年正月には小野島田家と協力して金二千兩を政府に献納して居る。⁵⁾

斯の如き事例は尙多く存すること、考へられるが、大政奉還の後、政府の費途は益多端となり、且鳥羽伏見の戦争が起つて多大の戦費を要し、之れが調達に苦しみしことはいふ迄もない所であるが、經常的財源としては殆んど有する所なき新政府にとつては、先づ商人の献金并に借入金によつて、當面の急に應せんとしたことは、當に然るべき所であつた。

(註) 當時は朝廷の内帑と政府の財政とは未だ區別せられなかつたものである。慶應三年十二月十四日に岩倉具視の旨を受

5) 岩倉公實記、中巻、200頁

6) 維新以來三井家奉公履歴 I-5頁

けた戸田大和守が、徳川慶喜に朝廷御手薄の事情を言上して献金を懇請し、其後五萬兩ばかり（金額詳細不明）を献金せし如き、また熊谷直孝が御内帑空乏の際、既に伏見では戦争が始まり「明日の事は言ふて居られぬ。今御所にさつぱり金が無いのやで、何事をするとも出来ぬから、マア是だけは持つて行くワ」とて、賣溜の金六十六兩餘人つて居た錢函を、其儘掴んで朝廷へ参り、更に二三日廻つて千兩を献納したといふ如き、何れも内帑の窮乏、ひいては政府財政の空乏を示すものといふことが出来やう。

二 明治初年の御用金

慶應三年十二月二十三日金穀出納所が設けられ、參與林左門・三岡八郎（山利公正）は其取締を命ぜられ、金穀醜集のことに努め、三井組は手代數名を同所に派出し現金出納の事務に當らしめて居た。然るに金穀出納所の支出は其収入よりも多く、其都度融通を仰付らるゝ有様であつた。明治元年正月十五日の口上書によれば、三井組は小野・島田兩家と協力して、此等三家の信用に對して取組み來る爲替金を融通して、政府緊急の費用を辨することゝしてゐたが、御用金が多額に上り、之れが爲めに爲替の支拂を停止せば、商取引上の信用を失墜し、融通を阻害し、ひいては御用金に應ずる能はざるに至る虞があつた。茲に於て金穀出納所は元年正月十七日に

『御復古に付ては其筋道々御取調可有之儀に候得共、即時金穀御用途の處、御手支への程も難計、何時御用被仰付候哉に付、各々分相應用意致し置べく、尤借召され候次第に有之候事。』

- 7) 徳川慶喜公傳、卷四、205-206頁
- 8) 世外侯事歴維新財政談、上卷、1-4頁
- 1) 岩倉公實記、中卷、200頁
- 2) 三井家奉公履歴、3-4頁

但、相對取引の分は勝手たるべく候得共、本文の通りに付大金融の儀は一應金穀御役所へ何山候上取計可致候

辰 正月

金穀出納所」

の達書を公布し、御用金は政府の借入金であつて沒收するものに非ることを示し、且大額の爲替支拂は政府の都合によつて之を停止することあるべきを明かにした。超えて十九日には三井・小野・島田三家共同で一萬兩を献納して居る。³⁾

かくの如く三井其他富商の献金融通によつて、纔かに當面の經費を支辨せしものであるが、鳥羽伏見の戦は更に擴大して東征の軍となり、その軍費を支辨せなければならず、會計の基礎も未だ確立せし次第ではなかつた。茲に於て正月七日夜太政官會議を開き、三岡八郎・大久保一藏・廣澤兵助・後藤象二郎・福岡藤次・岩下佐次右衛門等、岩倉具視を議長として謀議する所があつた。廣澤は軍費二十萬兩の必要を説いたが、三岡はかゝる少額の金員にては事を成する足らず、少くとも基金三百萬兩を準備せざる可らずとし、遂にそれに決するに至つた。⁴⁾

金穀出納所は一月二十一日三井組以下金穀御用の商人を召し、近畿における富豪の姓名を質したが、翌日、京都并近在荒増名前書一冊、大阪荒増名前書附攝州一冊、江州荒増名前書附勢州一冊の三冊の名簿が奉呈せられ、新政府は之に基いて京阪商人百數十名を一月二十九日京都二條城に召集し、會計基金三百萬兩の募債を達した。⁵⁾

3) 同上 5-8頁
 4) 山利井三井岩倉 公正奉公履歴、140-143頁
 5) 同上 履歴、12-13頁
 6) 同上 履歴、14-16頁
 岩倉公實記、中巻、290-291頁

『今度太政官に於て萬機被開召候に付、金穀其外民間戸口賦役等の儀、總て會計局御取扱相成候に付、其方共向後會計御用被仰付候間、何れも厚く相心得、正路を以て上下共差支無之様精々盡力可有之事

尤是途任來り候融通は勿論、新規取引の廉も猶ほ憐かなる引當を以て手廣く融通させられ度御趣意に候間、心附の次第有之候はゞ早々可申出事

一金參百萬兩

右者此度會計御基金立金として調達可有之事。返済の儀は地高を以て御引當に成し下され候筈に候得共、猶ほ好の筋も有之候はゞ可申出事』

右の會計基金立金は舊時の御用金と異り、地租を以て引當とせる内國債であつた。三井組は右の募集に盡力したが、新政府の信用尙厚からざるべきであり、その募集は困難であつた。然るに元年二月十一日 天皇親征の議決し、先づ大阪に行幸あらせらるゝこととなり、その費用として京都及び大阪に於て五萬兩宛を調達せしめたため(註)會計基金立金の募集意の如くならざりしことは、明治二年十一月三井組が政府の諮問に應じ、同組が島田・小野兩家と協同して維新の大業を翼賛したる一斑を記載せる「口上覆書」に「御會計御基金調達方の節、諸人共其頃危踏候に附、請合に相立、漸別紙名前の通取集め、京都并在々凡高金百三十萬兩に御座候」といひ、岩倉具視が五月に上申せる意見書中にも「前日以來僅に三百萬兩の金を徵募するに未だ豫算の半に達せざるは、殆んど恠訝に堪へざるなり」云々とあるによつても明かである。尤三岡も三百萬兩の募集を

7) 三井家奉公履歴、20-23頁

8) 同上 110頁

9) 岩倉公實記、中卷、457頁

可能なりと考へしわけではなく、三百萬兩と切り出し出しておいて、それで取れるだけ取るといふ考へであつたらしい。¹⁰⁾

(註) 京都における調達額は次の如くである。

金參萬兩 三井三郎助、島田八郎右衛門、小野善助

金壹萬兩 下村正太郎

金壹萬兩 伊勢屋彌太郎、竹原彌兵衛、萬屋忠兵衛、甲屋次郎兵衛、萬屋甚兵衛、近江尾九郎三郎

合計五萬兩

是より前、東征の議決して岩倉東山道鎮撫使の京都を發せんとする際、三井組は附屬金穀方勤務を命せられ(一月十日)隨行の三井組手代二名は袖印印鑑を交附せられ、且帶刀を許されたが、¹¹⁾東上の間、屢軍資金穀を調達してゐる。即ち大津驛にて三千兩(一月十二日)大垣にて一萬兩(二月二日)武藏國蕨宿到着(三月十日)の後白米千俵を買入れて江戸深川佐賀町の三井組倉庫に保管せしこと(代金百十二兩餘)并に四月十六日二萬五千兩、其後一萬兩を軍資金として岩倉鎮撫使本營に納付してゐる。

其外大總督有栖川宮殿下芝増上寺に着陣せられたる後三萬兩を納付した。¹²⁾其後閏四月には三條實美が大監察使として東下せんとするごき御用金が命せられ、¹³⁾また五月十五日には所謂太政官札が發行せられたが、一切の諸拂に悉く紙幣を以てする能はず、即ち紙幣の流通に慣れざる奥羽の野に轉戦する官軍兵士の給金、海外より購入する戎器類の代價を支拂ふためには正金の必要を感

10) 由利公正傳、159頁

11) 三井家奉公履歷、9-10頁

12) 同上 13-35頁

13) 同上 39-41頁

じ、屢三井組をして御用金として正金を調達せしめた。¹⁴⁾ また八月二十五日には三井組其他の商人を西丸に召し正金八十六萬兩の調達を命じたが、納付した額は六萬兩に過ぎなかつた。而してこれに對しては追次金札を下附して皆済とした。¹⁵⁾

以上の事例は主として「維新以來三井家奉公履歷」によつたものであり、同様の資金調達の例は尙他にも存するであらうが、今一一之を述べない。以下當時大阪における御用金について其事例を説明したいと思ふ。

三 大阪における御用金

明治元年一月廿九日京阪商人百數十名を京都二條城へ召集し、會計基立金三百萬兩の調達を命じたことは既に述べし如くであるが、これより前慶應三年十二月廿九日にも大阪商人鴻池善右衛門・加島屋久右衛門・加島屋作兵衛・米屋平兵衛・平野屋五兵衛・辰巳屋久左衛門・千艸屋宗十郎・炭屋安兵衛・炭屋彦五郎・米屋喜兵衛の十名が「此度大政御變革に付御用之儀有之候間、主人に重役之者附添早々登京可仕候事」とて京都に召されて居る。¹⁾ 然るに當時年末に差迫つて居つたことと、多人數申合せて奉行所へも届けず内密に上京することは困難であるとの理由で、上京を斷り、翌正月以來は開戦のためにそのまゝとなつて居たが、一月十八日禁裏御使畑肥前守が鴻池屋

14) 同上 50頁

15) 同上 62-67頁

1) 鴻池家文書

善右衛門以下すべて十名に對し、北組惣會所へ十九日辰刻に本人に重役之者附添參集すべき旨を傳へた。十人の者は十九日に出頭したが、實際前掲十二月廿九日の書付が再び交付され、十人の者は上京すべき旨の請書を差出し、廿四五日の頃に各自上京した。上京後如何なる御用筋であるかといふことについて、種々政府と町人との間を往復斡旋せし者があつたが、十分に要領を得ず、その間には「舊冬大阪町人共以朝命被爲召候に、登京不致返答も不奉候條甚御腹立にて、急度及御沙汰、欠所にも可被仰付評議、烏丸殿には賊徒同意の町人罪科可申付旨既に高札迄御認之處」段々と陳辯したこともあつたが、結局は一月廿九日に二條城へ出頭して三岡八郎より會計基立金の申渡を受けたのであつた。²⁾

會計基立金の募集については、二月二日三井組より左の書面を金穀出納所に差出し、會計官吏の出張を請うて、先づ大阪の富豪を説くに非れば、その募集の困難なることを述べてゐる。³⁾

『乍恐口上書

此度京阪町人共を召され仰渡され候御次第柄難有奉拜承候。實以て盡力可仕儀勿論の御事に付ては、會計御基立金高三百萬兩と仰出され莫大の御事と申しながら、今一段廣大にも仕度候。仰出され候通り上下共差支無之様の御趣意難有相貫申度候得共、大阪名の聞へ候町人の内、戸締め或は休店仕候向も有之哉に承り、當時御大切の御場合、右様成行候ては不人氣の甚、私共儀は御爲替御用仰付けられ候儀に付俱々融通相成候様心願に御座候。當御役所御役人様方並に熊谷久右衛門始上下共一應腹藏なく心底打合置、此度召させられ候町人の内にも不得心の者候得ば諍談仕度奉存候。併深き御思召も被爲在候所へ右様の儀

2) 慶應四戊辰年正月太政官會計裁判所之内金穀御用談之控——鴻池家文書

3) 三井家奉公履歷、19-20頁

申上げ奉り候も恐入り候得共、唯一心に御趣意相貫申度心底に付申上げ奉り候。若し御差支被爲在候はゞ御聞流下されべく候
様奉願上候以上

二月二日

爲替方

右の建議に基いて二月十二日會計局判事三岡八郎は愈大阪に出張し、翌十三日大阪の商人鴻池屋善右衛門・加島屋久右衛門(廣岡)加島屋作兵衛(長田)米屋平右衛門(殿村)辰巳屋久左衛門(和田)平野屋五兵衛(高木)千艸屋龜之助(平瀬)米屋喜兵衛(石崎)島屋市之助(淺田)鴻池屋庄兵衛(中原)鴻池屋市兵衛(井上)加島屋重郎兵衛(樋口)米屋伊太郎(殿村)米屋長吉郎(今堀)加島屋作五郎(長田)の十五名をその旅宿(松屋町大手筋西人殿村の別家吉田宗兵衛方)に召喚して基金募集の事を説示し、十五人の者は同日會計裁判所御用掛りを仰付けられた。此等町人の出金高については「各自上納金額は役割御用掛りより封書を以て交付すべし」とあるが、その額并に各自の請高も明かでなく、従つて大阪全體として會計基金金の幾割を負擔したかといふことも明かでない。

會計基金金の調達未だ了らざるうちに、二月十一日天皇親征の議が決せられ、京都において三井外九名が金五萬兩を調達したことは既に述べた所であるが、此際大阪に於ても二月十三日に豪商十五名(前掲十五名と同様)を召し

『此度御親征に付、當月下旬先づ浪華に行幸被仰出候。右御川途筋之儀は皇威弛張之根基に候而、御親征御成功之御要務に候

4) 鴻池家文書。兩替商沿革史、141頁
5) 瀧山瑣氏所藏勤王大阪之町人と題する卷物參照

間、御趣意を以て其方共え右御用違被仰付之候。千古未曾有之御大業に候得者、能々朝恩を相辨え、一盃之御奉公可致候。尤暫時之御融通を仕り上候迄之事に而、必竟此度之御用途は御園内一般合力之御處置も可被爲在候間、即今出銀いたし候者共之難澁相成候様之儀は決而然之候。至急の御場合を存上、心入よろしき者えは別格之御賞美も可有之候。萬一心得違いたし其方ありて其力を盡さざる者は逆意に均しき筋に候。此旨屹と可相心得候事

二月十三日

太政官
會計局

とて御親征用途費の負擔を合して居るが、これに對して彼等は十五日左の如き各自の負擔額を定め、金五萬兩を御請し、三月朔日悉く之を調達した。

五千五百兩宛 鴻池善右衛門・廣岡久右衛門・長田作兵衛

四千五百兩 殿村平右衛門

三千五百兩宛 和田久左衛門・高木五兵衛・平瀬龜之助・石崎喜兵衛

二千七百兩 中原庄兵衛

二千五百兩宛 殿村伊太郎・長田作五郎

二千兩宛 井上市兵衛・樋口重郎兵衛

千八百兩 今堀長吉郎

千五百兩 淺田市之助

同年閏四月に至り、大監察使東下費として、大阪に於て五拾萬兩を富商及び府下の諸商業株仲

間に賦課した。蓋これより前、官軍は江戸城を收めたが、幕府の士は上野東叡山に據り、軍費に

6) 鴻池家文書
7) 編輯御用書一、追加(大阪綱年史九十三號所引)
岩倉公實記、中卷、293頁

窮せる東征大總督府はこれを對峙して動かざりしがため、總裁局副總裁三條實美は大監察使に任せられ東下することとなり、右の募金となつたものである。鴻池家文書によれば、當時の達書は次の如くである。

『此度關東御平定人民安堵鎮靜之爲、三條大納言殿不日下向有之、御手當金五拾萬兩御入用之内其方共より拾萬兩御辨用可申旨被仰出候。關東御鎮靜に付ては、官軍之諸藩身命を抛ち報國の忠を盡し候て、漸今日太平の御基本相立一同に無心配家業相替み候御場合に至り候事に候得ば、其方共に於ても此次第深く相辨、速に御辨用相成候様可致候。尤御返濟之儀は此度に限り壹ヶ月壹歩半の利足相加へ、當十月限り屹度御下げ被成候條、其段決て無懸念急速に御用無滞相勤可申候事』

辰 閏 四 月

會 計 局

即ち會計御用達十五軒に對して十萬兩を課したものであるが、其他の商業仲間に對する賦課額も次の如くである。⁸⁾

拾萬兩 會計御用達拾五軒 五萬兩 爲替方 三萬五千兩 七組木綿仲間 三萬兩 九郷酒造屋 二萬兩宛 本兩拜仲間 攝河下屎惣代 一萬兩宛 唐藥問屋・藥種仲買仲間・唐小間物問屋・造り酒屋仲間・南組實仲間・大阪米問屋 八千兩 北組實仲間 五千兩宛 油仲買・綿仲間・鏡兩替仲間・南兩替仲間・材木仲間・同仲間・唐糸端物五軒問屋・油問屋・唐小間物下仲買・一番粗砂糖荒物商人・二番粗漬物蘇木胡床丹柄商人・監甲角象牙唐木商人・天滿組實仲間 三千兩宛 納屋穀物問屋・同仲買・生蠟仲買・鑄釜鑄物師・白粉屋・石切屋・藥種拾三組合藥屋・南組古道具屋・南組古銅屋・吳服屋・茶問屋・七島青燵仲間・河州木綿屋 貳千五百兩宛 北組拾四組古道具屋・北組古銅屋・諸品物仲間・糸物問屋 貳千兩宛 干鱸問屋仲間・和製砂糖問屋・本屋仲間・生蠟絞り屋・木綿問屋・七島青燵問屋・繩縫直買・薩州定問屋小問屋・攝河在々天滿組附屬實仲間・攝河在々古道具屋・木綿紙糸仲間・薪炭仲間 千五百兩宛 三ヶ所綿問屋・綿中横問屋・攝河在々拾四組・天滿組古道具屋・天滿組古銅屋 千兩宛 三壺問屋・菜種絞り

明治初年大阪の御用金

第二十八卷

一六七

第一號

一六七

8) 大阪府管内雜誌抜萃

油屋仲間・鹽魚干魚鱈節間屋・雜喉場生魚問屋・天滿膏物問屋・向仲買・生蠟燭仲間・炭問屋・薪問屋・竹問屋・綿實綾り油屋・米方兩替屋・北組南組附屬攝河在々質仲間・掬干魚鱈節四丁組仲間・箱館産物會所仲間・銅鐵鏡問屋・錫鉛銅地金問屋・諸國荷將銀釘仲間・天滿組附屬攝河在々仲買 五百兩 京飛脚 合計四拾八萬八千兩

(註) 三井組の記録では『明治元年閏四月十五日大阪なる會計局出張所に於て、陸奥陽之助(宗光)氏は左の趣を三井組及び其他の商人に達せられたり』として達書を載せて居るが、それによれば五拾萬兩の内『其方共より金拾五萬兩御用辨可申旨被仰付候』とあり、之によつて『三井組三井三郎助・三井元之助は各金一萬兩を納付し、島田・小野・山中(鴻池)外十四名の富豪は金拾萬兩を調達納付したり』と記して居る。即ち前述の會計御用達十五軒の外に島田・小野兩家を加はり、十七軒にて十萬兩を納めた如く記されて居るが、『編輯御用書、一』⁹⁾には『閏四月十六日會計方御用十五軒に拾萬兩、三萬兩は征討將軍御持參、依之七萬兩

壹萬二千兩宛	山中	廣田	長田
一萬兩	殿村		
八千兩宛	石崎	平野	西殿村 中原
五千兩	高木		
四千兩宛	井上	船長田	
三千兩宛	淺田	樋口	今越
二千兩	和田		
殘千兩	一統割		

今日半萬、殘明日上納之事』とある。是に由つて觀れば、やはり大阪富商十五軒で拾萬兩を納めたものの如くに考へられる。(尤、右の金額を合算すれば拾萬二千兩となる)

9) 三井家奉公履歴、39-40頁
 10) 大阪編年史、九十四號所引

尙各仲間に對する賦課額も豫定通り納付されたものではないらしい。それは一萬兩を賦課された藥種仲買仲間からは、左の如き歎願書を出して金千兩にて聞届けられんことを請へる如き例があるからである。

乍恐口上

一金千兩

今般關東御平定御手當金之内、御用被爲仰付奉恐承候。私共藥種仲買商業の義は、從來長崎表より爲差登候藥種唐物問屋に差込來候所、眞偽相改候上、荷主問屋仲買二方立會、正味日方等相建買請賣捌致來候處、御閉港後相對商買御差許相成候に付、方今舶來之諸藥品、中買の手不經勝手次第賣捌相成候に付、中買の規則相刷れ商法相立不申、仲間一統困窮仕候。殊に休商の者も少なからず歎息仕候。今般御用の義は不容易御義に付、心力を盡し御用も相勤可申候へ共、前件奉申上候通り仕合に付、仲間一統の者え精々申諭候へ共、右金高の餘は逆も調達難行届候に付、何卒格別之御憐愍を以て御聞届之程奉願上候以上

辰月 四日

藥種中買仲間の内

會計局御用所

福島屋 庄兵衛
近江屋 勝兵衛

當時この募集金を携へて東上せる大隈重信が、その口述に係る「大隈伯昔日譚」には「東上の途次に大阪に出て大阪府の手を経て其地の商人より二十五萬圓の負債を起し、之を携へて漸く東上することを得るに至れり。蓋其負債は大阪府の酷甚なる脅迫に依て僅に得たる者にして、酷甚なる

脅迫に依るも尙僅に二十五萬圓を集むるに過ぎざりしを思へば、當時の商人が幕府よりの屢次の脅迫的調達のため如何に衰弊し居たるかを知るべく、又當時の政府が如何に不信用なりしかを知るべきなり¹²⁾とあるに徴すれば、五十萬兩の豫定が僅かにその半額を集め得たるに過ぎざりしものに非るかど考へられる。

政府は常に國內における戰費の調達に汲々たりしのみならず、他方に於ては外國交際の結果として、最早我が通貨のみを以て用途を充す能はず、洋銀の仕拂をも爲さざる可らざる必要に迫つた。そこで五月二十二日洋銀五萬弗の調達を命じて居るが、三井組の記録は當時の事情を記して¹³⁾曰く

『池邊様(會計局官吏)御談じにて外國方(今の外務省)入川洋銀五萬弗當月二十七日に可相渡約定の處、右出金方無之に付、爲替方御用掛りにて日限迄如何様とも心配可致旨御談じ御座候に付一同心痛、度々の儀に付盡力致兼大心配致居候。別て銀通用も御停止相成、猶ほ不融通の折柄致方無之候得共差練心配仕

洋銀三千四百弗 三井

洋銀三千三百弗 島田

洋銀一千三百弗 小野

外に御用掛十五人より出金の事¹⁾

この御用掛十五人は鴻池善右衛門以下十四人の大阪町人であつて、五萬弗の内一萬弗は三井・島

12) 三井家奉公履歴、41頁所引、尙、大隈侯八十五年史第一卷、11頁參照

13) 三井家奉公履歴、51-52頁

田・小野の三家にて負擔して居るから、大阪町人十五人は四萬弗を負擔したことゝなる。此洋銀は明治三年に至つて金札を以て償還せられたといふことである。

四 御用金の意義

明治の初年政府財政の甚だ困難であつたことは、以上によつても之を知ることが出来るが、今當時の歳入出決算表を見るに次の如くである。¹⁾

	第一期	第二期	第三期	第四期
通常 歳入	三、六六四、七八〇	四、六六六、〇五五	一〇、〇四三、六二七	一五、三四〇、九二二
例 外 歳入	二九、四二四、五三三	二九、七七二、三四八	一〇、九一五、八七一	六、八〇三、六七五
太政官札發行	二四、〇三七、三八九	二三、九六二、六一〇		
内 調 達 借入	三、八三八、一〇七	八一、〇〇〇		
外國商社より借入	八九四、三七五	一〇〇、五〇〇		
歳 入 合 計	三三、〇八九、三一三	三四、四三八、四〇四	二〇、九五九、四九九	二二、一四四、五九七
通常 歳出	五、五〇六、二五三	九、三六〇、二三〇	九、七五〇、〇〇三	一二、二二六、三八二
例 外 歳出	二四、九九八、八三二	一一、四二五、六〇九	一〇、三五七、六六九	七、〇〇八、七七五
歳 出 合 計	三〇、五〇五、〇八五	二〇、七八五、八三九	二〇、一〇七、六七二	一九、二三五、一五八

明治初年大阪の御用金

第二十八卷 一七一 第一號 一七一

1) 自明治元年一月至同八年六月歳入歳出決算報告書下編、2-78頁

第一期の歳入出決算に明かなる如く、歳入の大部分は例外歳入であり、第二期に於てもその關係は大體同様であるが、第三期以後はその状態を異にしてゐる。第一期に於て例外歳入の主たるものは太政官札の發行・調達借入・外國商社よりの借入である。この調達借入は「當時會計の困難なるが爲め、東西兩京及び大阪兵庫大津等の富豪に募り、逐次に調達せしめ、又東京及び横濱の町會所に貯藏せる金穀を一時借入せしもの」、外國商社よりの借入は「在横濱英國東洋銀行より洋銀五十萬弗、又英のオールド商社より同四拾萬弗を借入せし所のもの」である。²⁾第二期に於ても太政官札の發行は巨額に上り、尙調達借入も外國商社よりの借入もある。

第一期第二期における右の現象は、政府がその窮乏せる財政を救はんが爲めに、舊幕府時代よりの政策たる京阪商人に對する御用金の方法によるのみならず、一時紙幣を發行してその急を救ひ、また外國の資金に倚賴するに至つたことを示すものである。この御用金政策・紙幣政策・外債政策によつて、兎にも角にも維新當時の財政が彌縫されたものである。私が上來述べ來つた處のものは、右三政策のうち主として御用金政策に關するものであるが、徳川時代の御用金は、表面上は償還を豫定したものであり、献金とは區別すべきものであつたが、實際に於ては償還は實行せられず、或は用金が後に至つて献金に變じたものもあつた。³⁾然らば明治初年の政府御用金について如何であるか。既に述べた如く元年正月十七日に、御用金は政府の借入金であつて、沒收

2) 同上 11頁

3) 拙著、徳川幕府の米價調節、247頁

するものに非ざることを説いて居るが、上に述べた數度の御用金について調達納金の方法、償還條件等が如何であつたかを、其個々の場合について詳細に知るを得ざるを遺憾とする次第であるが、然し利率其他の條件で知り得る處を述べれば次の如くである。

即ち會計基金三百萬兩を募集せしときは『地高を以て御引當と成し』、當時唯一の經常的歳入源たりし地租をさへ抵當とせる有様であるが、更に御親征用途費の募集については其際「即今出銀致候者其の難澁相成候様の儀は決して無之候」といひ、大監察使東下費については「月一分半の利足を加へ、當十月限り屹度御下渡なされ候條、其段譯て懸念なく急速御用滞りなく可相勤候」といひ、利息を約せるのみならず表面上返済期限をも約したものであつた。尤次の文書によつて會計基金に對しては月壹歩、御親征用途費に對しても月壹歩、大監察使東下費については月壹歩半の利息を下ケ渡したことが明かである。

覺

(會計基金金の分)

元金五千五百兩

一利金五百五拾兩

辰三月より同十一月迄
間共拾ヶ月分月壹歩

右之通下ケ渡候依而元金辰十二月元に可相成者也

明治元辰年十一月

會計官

明治初年大阪の御用金

第二十八卷

一七三

第一號 一七三

4) 三井家奉公履歷、21頁、40頁

5) 鴻池家文書

山中善右衛門

覺

(御親征用途費の分)

元金四千五百兩

一利金貳百七拾兩

月壹步

辰九月より巳二月迄六ヶ月分

右之通下ヶ渡候依而元金巳三月元に可相成者也

明治二巳年二月

會計官 ㊦

山中善右衛門

覺

(東下費の分)

元金九千百五拾兩

一利金八百貳拾參兩貳步

辰十一月より巳四月迄
メ六ヶ月分月壹步半

右之通下ヶ渡候依而元金巳五月元に可相成者也

明治二巳年四月

會計官

山中善右衛門

轉じて決算報告書を見るに、調達金の返償并に借入金の利子支拂は次の如き額に上つて居り、

御用金が元利支拂を見たることは概括的に之を知ることが出来る。

	第一期	第二期	第三期	第四期	合計
調達金 借入	三、八三八、一〇七	八一、〇〇〇	—	—	四、六四九、一〇七
調達金 返償	二六三、二九三	一、四六五、三〇一	一、四四九、三一八	一、四七一、一九三	四、六四九、一〇五
借入金 利子支拂	一九七、六三六	二〇二、七二四	一九五、九六三	八四、〇八九	六八〇、四一二

右の利子支拂の内には、勿論外國商社よりの借入金に對する利子も含まれてゐるが、兎に角かくの如く調達金が返濟され、利子が支拂はれてゐることは、明治の御用金が徳川時代の事例と異なるものあることを知るに足るであらう。

以上の如き御用金が、明治初年における政費軍費を支辨するに大なる關係を有することは、いふ迄もない所であるが、然し豪商の富といへども、いつ迄も政府に正金を提供し得べきものではなかつた。三井の如きもかの元年八月二十五日の用金に對し、始め二萬兩を即納し、尙一萬兩を翌月中に納付すべき旨を歎願したが、政府は之を許さず五萬兩即納を命じ、三井はそれに應じたのであるが、その際の如きは「庫中の古金銀をも賣拂ひて正金五萬兩を調達した」有様であつた。⁷⁾大阪の商人の事情も亦同様である。元年二月二日三井組から爲替方の名を以て出納所に差出した書面にも「大阪名の聞へ候町人の内、戸締め或は休店仕候向も有之哉に承り」といひ、前述の如く「大隈伯昔日譚」にも商賈衰弊の狀を説けるものがあり、藥種中買仲間からの口上書にも「商法相立不申仲間一統困窮仕候殊に休商の者も少からず歎息仕候」といへる有様であるから、何時迄も政

7) 三井家奉公履歴、66頁

8) 同上 19頁

9) 同上 41頁、藥業叢書、卷七

府の御用に應じて正金を出し得べきものではなかつた。乃ち御用金の政策は何等かの轉化を見なければならぬ状態に立到つた。そこであらはれて來たものは金札(太政官札)の發行である(閏四月十日九日布告)。

これは三岡八郎の盡力による所が少くない。這般の事情については「由利公正傳」(一五七頁)や「兩替商沿革史」(一四一頁)に詳かであるから之を省略するが、大阪では、五月九日に同月十五日に金札を發行する旨を達したが、洪水のため京阪間の通路絶え、十五日を以て發行することを得ず、これがために流言蜚語を生せんことを恐れ、其旨を町々に通達したが、十八日には鴻池・殿村・三井の各手代が京都より金札百萬兩を持歸り金札の發行を見るに至つた。¹⁰⁾

この金札は不換紙幣であり、其言通容易ならざりしたために、金札を正貨同様流通すべき旨の布令を屢々出し(例へば元年七月十八日七月廿三日等)其他種々の方法を探つたものであるが、後には商法司を置き産業資金として列藩及び近畿の商賈等に金札を貸下ぐることをした。大阪では御用金調達證文を引當としてこれを貸下げた。舊幕府の御用金は多く返済せられなかつたものであるから、大阪商人は假令正金同様の價値はなくても金札の貸下を受くる方安全なりとし競つて其貸下げを受けたものであり、その證書は多く殘存してゐるが、一例を示せば次の如くである。¹²⁾

證文の事

一金五千五百兩

但利足月六朱定

- 10) 菅野利太郎、我國に於ける最初の紙幣と大阪商人 (明治大正大阪市史紀要第五號) 參照
- 11) 見聞集、編輯御用書一、布告及布達 (大阪編年史第九十四號所引)
- 12) 鴻池家文書

右金札拜借體に奉請取候來る十一月廿日限元利無相違返納可仕候則爲引當左に

一 會計御基金五千五百兩調達御證文壹通

但去る三月出金仕候

右之通差入置申候萬一返納及遲滯候はゞ御都合次第御勘定御引取被下候共一言之中分無御座候爲其仍而如件

慶應四辰年六月

山中 善右衛門 印
艸尾 可兵衛 印

商法 御會所

證文の事

一金四千五百兩也

但利足月六朱

右金拜借體に奉請取候來已二月廿日限元利無相違返納可仕候期爲引當左に

一 御東幸御用途調達金四千五百兩證文壹通

右之通差入置申候萬一返納及遲滯候はゞ御都合次第御勘定御引取に被成下候共一言之申分無御座候爲其依而如件

明治元年辰九月

山中 善右衛門 印

商法 御會所

證文の事

一金九千百五拾兩

但利足月壹步定

右金札拜借體に奉請取候來る十月廿日限元利無相違返納可仕候則爲引當左に

明治初年大阪の御用金

第二十八卷

一七七

第一號 一七七

一 御東下用御手當金九千五百拾兩調達御證文壹通

但聞四月出金仕儀

右之通差入置申候萬一返納及遲滯候はゞ御都合次第御勘定御引取被成下候共一言之中分無御座候爲其仰而如件

慶應四辰年六月

山中善右衛門 印

卿尾可兵衛 印

商法會所

かくの如く商人は會計基立金のみならず御東幸御用途費・大監察使東下費等の御用金調達證書を引當として金札を借受けたものである。「小野善右衛門筆記」には「金札も漸次製造の功を奏したるを以て各地に商法會所を設立し先會計基立金を出納司に納む(利子月)、其納證を引當として商法會所より金札同高を借用せしむ(利子六朱此處に四朱の利違あり)、依之金札大に行はれ、會計基立金を募集するを得、又近江伊勢よりも其主意を遵奉し出金を願出る者陸續ありて稍人氣を立直したる形況なり」¹³⁾とある。即ちこの記事によれば政府は會計基立金に對して月一步の利子を負ひ、商人は借入金札に對して月六朱の利子を納めたものであるから、御用金との關係に於ては、政府は金札即ち月四朱(年四分)の利附無記名公債證書を交付したると同様の結果となる。然し金札に對する利足は必ずしも六朱に限つたわけではなく、御東下用御手當金を引當とせる分が、月壹歩であつたことは前掲の證書によつて明かである。これは蓋東下費御用金の利息が、前述の如く一步半であつたか

らであらう。従てこの場合には金札は月五朱(分年六)の利附無記名公債證書を交付せる勘定となる。而して此等借入金札に對し、商人が支拂ひし利子についての商法司の受取證書も多く存してゐる。左に示すものはその一例である。¹⁴⁾

覺

元金五千五百兩

一金百九拾八兩

利足月六朱

但當辰六月より同十一月迄メ六ヶ月分

右請取候仍而元金辰十二月元に可相成者也

明治元辰年十一月

商法司[㊦]

山中善右衛門

覺

元高五千五百兩

一金百九拾八兩

但去辰十二月元より當巳五月
此メ六ヶ月分 月六朱

右請取候依而元金來る六月元可相成候也

明治二年巳五月

元

商法司[㊦]

山中善右衛門

右二通の請取證に依て見れば最初金札拜借の際には「十一月二十日限り元利無相違返納可仕候」とあつたが、實際は十一月及五月等に利息だけを支拂ひ、元高を返済せず、借り繼きをなして居

たものである。親征費や東下費についても同様の事情であつた。而して結局は御用金と差引して返済したものであらう。言ひ換ふれば御用金は金札を以て償還せられたこととなる。尤前述せし如く五月二十二日の洋銀五萬弗の調達、八月二十五日の三井等の六萬兩の調達等に對し何れも金札を以て皆済された旨が明記されてゐるが、それは他の御用金についても同様であつたと考へざるを得ないであらう。もともと金札を貸下げて利子を徴したのは「政府は此利子を以て嘗て募集したる會計基金金三百萬兩を償却せんとする目的を有せしものである」とされて居るが、金札による利子収入よりは御用金に對する利拂の方が大であるから、金札による利子にて御用金を償還せんことは思ひもよらず、結局金札を以て公債證書の交付と同様ならしめ、金札の返済を命じ、その履行の困難なるに乗じて、用金と金札とを差引決済して、用金の償還となつたものであらうと考へられる。尙後考を俟つ。

五 餘 論

以上述ぶる所の如く明治初年において政府は三井其他の富豪によつて資金を調達したものであるが、恰も舊時代の各藩が富商に膝を屈して彼等に殊遇を與へ格式を齟ぎ武士同様の待遇をなしたると同様、明治政府も三井鴻池其他の富豪を優遇したものであつた。三井組の記録によれば明治元年一月十八日「正親町少將殿御目見仰付けらるべき旨仰出たされ、三郎助名代壹人參殿候處、御膝元近く御招寄せ御手づから御熨斗鮑下し置かれ、今般御一新に付献金奇特の事、猶は勤

15) 三井家奉公履歴、52, 67頁

16) 同上 45頁

王盡力致すべき旨御意有之御別席に於て御菓子御酒御飯下され候事」とあるが、其後三井組主人は苗字帯刀を許され、或は米五萬俵の賞與、十人扶持を下賜せられ、屋敷地を拜領した等のことがあり、三井組手代の中にも苗字帯刀を許された者があつた。これは大阪商人に對しても同様であつた。今鴻池殿村兩家の文書について見るに、元年三月には鴻池善右衛門手代三人、殿村家手代二人が會計局附御用向を勤め右御用中苗字帯刀を許され、七月には御基金御用掛拾五軒手代中へ春以來基金調達に盡力せし廉を以て金千兩を下賜された。又三年正月には鴻池善右衛門・長田作兵衛・廣岡久右衛門は各其身二代五人扶持、石崎喜兵衛は四人扶持、殿村平右衛門・中原庄兵衛は三人扶持、平瀬龜之助は二人扶持を賜はつた。之は御一新以來御用金調達の功を賞せられたものであつた。

尤、彼等は勤王の觀念により新政府の財政上の困難を見るに忍びず、種々調達のために奔走したものであらうが、勤王の標語によつて新政府が彼等を惹き附け得たことは結局彼等の財力を手中に收むるに至つた所以であり、討幕の實を擧げ得た所以である。新政の確立が彼等の財力に俟つ所大なりしはいふ迄もない。

大阪が舊幕時代に於て我國金力の中心地であり、幕府は屢々大阪の富豪に對して御用金を課したものである。幕末に於ても勿論その例があり、維新前後の危急の秋に當つて幕府も新政府も共に大阪に目を着けたものであつた。慶應三年十二月廿九日新政府が大阪富豪十名に上京を命じたに拘らず、彼等は口實を設けて之れに應ぜざりしことは前述せし所である。然し一月七日慶喜が

1) 三井家奉公履歴、7, 10, 27, 32, 38, 67, 98, III, 114, 125, 153頁其他

2) 殿村家文書。大阪編年史第九十八號

開陽丸に乗じて江戸に歸り、十日征討大將軍嘉彰親王が來阪せられ、やがて明治天皇の親征となつて大阪は遂に朝廷の支配に歸することゝなつたのである。私が嘗て財力を支配するものは政權を支配すといひ、また新政府の樹立に對する町人の活動が受動的であつたといつたことは、以上の如き事情に依るものである。然し乍ら維新の際に當つて右の如き御用金の調達があつたればこそ、政府は一時の急を凌ぎ得たものであり、且、後の太政官札の發行流通も可能となつたものであるから、維新の大業を成就する上に於て、此等富豪の努力は、假令それが受動的であつたとしても、輕視することは出來ぬものである。

其後御用金の方法は遂に行詰りとなり、低幣發行の方法によつてその急需を充すことゝなつたが、當初の太政官札が御用金調達者にとつて、一種の公債證書と同視し得べきものであつたことは既に述べし如くである。明治二年三月の公議所の討論では御用金の廢止を可とするものあり、また然らざるものもあつたが、同年四月には御用金を廢し國債法を採用すべき旨の上裁書を上り、別に一書を添えて「御用金を廢し國債法御設の儀決議相成候に付、以來不得已の費用有之節は國債法を以、御借入れに相成、且御一新以來今日に至る迄、農商等へ御申付相成候御用金は、即今之を國債と致し、其者共申立次第國債法割合の利息御拂に相成候様仕度奉存候」と述べてゐる。太政官札の貸下は實際上公債の發行と同様の關係に立つたものであるから、この上裁の趣旨はそれよりも以前に實行されてゐたものとも見ることが出来る。兎に角御用金が明治新政府の確立に重大なる意義を有することはいふ迄もない所である。

3) 拙著、近世封建社會の研究、203, 207頁

4) 原傳藏、明治初年に於ける富豪税に關する評論（歴史地理第三十四卷二號）